

議案第 28 号

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 3 項中「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第 3 号」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。